

令和6年2月1日

お客様 各位

熊本中央信用金庫

相続財産管理人等の口座開設手数料の新設について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では令和6年4月1日から相続財産管理人等が手続のために開設する新規口座について事務負担等を考慮し、口座開設手数料の新設いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和6年4月1日（月）

2. 対象口座

相続財産管理人口座、相続財産精算人口座、破産管財人口座、不在者財産管理人口座

※破産管財人口座は、既存口座を破産管財人名義に変更する場合があります。

※上記対象口座は管理・精算が終了後に解約していただきます。

名義変更しての継続利用はできません。

3. 手数料金額

口座開設1件あたり11,000円（税込）

以上